

公共残土の受入及び利用について

1 土地の履歴

- (1) 土壤汚染対策法（土対法）による指定区域や有害物質使用特定施設があった土地からの土砂は受入れない。
- (2) 土対法第4条第1項に該当する土地からの土砂は受入れない。

〔 都道府県知事が、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すると認める土地。 〕

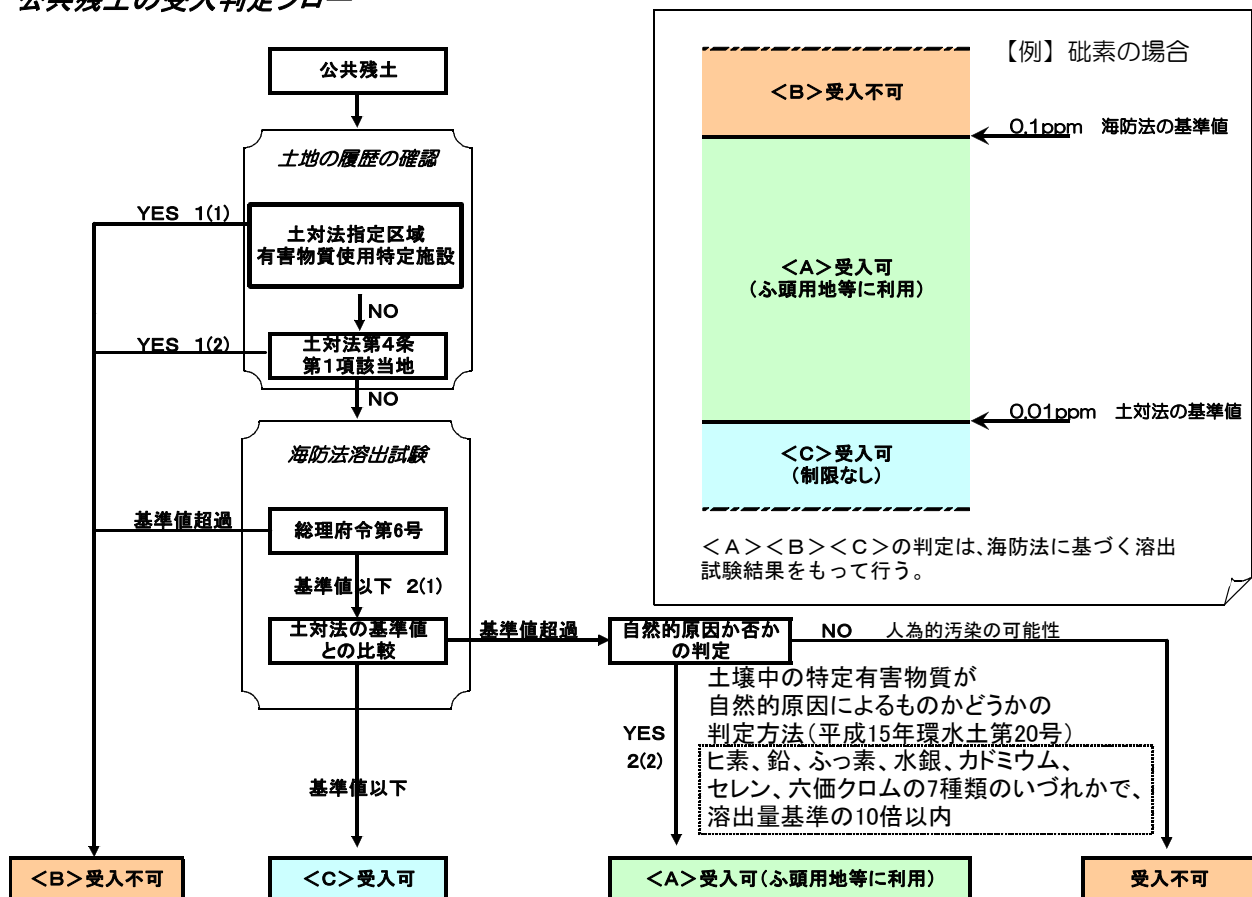
2 溶出試験値

- (1) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（海防法）に基づく溶出試験を行い、その試験結果の値が総理府令第6号に定める基準値以下の土砂であることを確認する。
- (2) 海防法に基づく溶出試験の結果の値が、土対法の基準値と比較して超えている場合、「土壤中の特定有害物質が自然的原因によるものかどうかの判定方法」により自然的原因と確認できるものについては受入れる。

ただし、舗装や建物によって用地が覆われる、ふ頭用地や港湾関連用地に使用する。

※ この判定基準により判断できないものについては、土壤調査専門委員会の指示に従う。

公共残土の受入判定フロー



判定基準

(単位)溶出量基準(mg/検液1ℓ 以下)

区分	海洋汚染防止法 (水底土砂に係る判定基準)	土壌汚染対策法 (土壌溶出量の判定基準)
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005	0.0005
カドミウム又はその化合物	0.1	0.01
鉛又はその化合物	0.1	0.01
有機リン化合物	1	検出されないこと
六価クロム化合物	0.5	0.05
ヒ素又はその化合物	0.1	0.01
シアン化合物	1	検出されないこと
PCB	0.003	検出されないこと
銅又はその化合物	3	
亜鉛又はその化合物	5	
フッ化物	15	0.8
トリクロロエチレン	0.3	0.03
テトラクロロエチレン	0.1	0.01
ベリリウム又はその化合物	2.5	
クロム又はその化合物	2	
ニッケル又はその化合物	1.2	
バナジウム又はその化合物	1.5	
有機塩素化合物	40mg/kg以下	
ジクロロメタン	0.2	0.02
四塩化炭素	0.02	0.002
1・2-ジクロロエタン	0.04	0.004
1・1-ジクロロエチレン	0.2	0.02
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4	0.04
1・1・1-トリクロロエタン	3	1
1・1・2-トリクロロエタン	0.06	0.006
1・3-ジクロロプロペン	0.02	0.002
チウラム	0.06	0.006
シマジン	0.03	0.003
チオベンカルブ	0.2	0.02
ベンゼン	0.1	0.01
セレン又はその化合物	0.1	0.01
ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下	

自然的原因による可能性がある7項目